

## 肉用牛肥育経営安定特別対策事業実施要綱

平成28年	3月25日付け	27農畜機第5583号
一部改正	平成28年	5月 9日付け 28農畜機第 752号
一部改正	平成28年10月	7日付け 28農畜機第3465号
一部改正	平成28年10月21日	付け 28農畜機第3688号
一部改正	平成29年	8月 9日付け 29農畜機第2698号
一部改正	平成30年	3月16日付け 29農畜機第6654号
一部改正	平成30年	3月22日付け 29農畜機第6810号
一部改正	平成30年	4月13日付け 30農畜機第 362号
一部改正	平成30年	7月16日付け 30農畜機第2382号
一部改正	平成30年	8月 3日付け 30農畜機第2738号
一部改正	平成30年	9月28日付け 30農畜機第3679号
一部改正	平成30年10月	9日付け 30農畜機第3832号
一部改正	平成30年10月31日	付け 30農畜機第4306号
一部改正	平成30年12月14日	付け 30農畜機第5138号

肉用牛肥育経営については、もと畜の導入から肥育牛の出荷まで一定期間を要し、かつ、生産費に占めるもと畜費の割合が大きいことから、もと畜価格と枝肉価格の水準によっては大幅な収益性の悪化が懸念される。

このため、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、肥育牛1頭当たりの粗収益が生産コストを下回った場合に、肉用牛肥育経営に対する補填金（以下「肥育牛補填金」という。）の交付等を行う事業に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第10条第2号の規定に基づき補助することとし、もって肉用牛肥育経営の安定を図るものとする。

この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号－1）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### 第1 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、第2の1の（1）及び2の事業にあつては、平成28年度畜産業振興事業に係る公募要領（平成28年1月

15日付け27農畜機第4499号)により応募した者から選定された者(以下「県団体」という。)とし、第2の1の(2)の事業にあつては、販売することを目的として、牛の肥育(専ら肉量の増加を目的として飼養することをいう。以下同じ。)を行う者(法人にあっては、牛の肥育の業務を営んでいるもの。以下「肥育牛生産者」という。)であって、独立行政法人農畜産業振興機構理事長(以下「理事長」という。)が別に定める事業参加申込要領(以下「事業参加申込要領」という。)に基づき、理事長に事業の参加を認められた者(以下「肥育事業者」という。)とする。

## 第2 事業の内容

この事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

### 1 肥育牛補填金交付対策

- (1) 県団体は、肉用牛肥育経営の安定を図るため、第6の3の交付契約を締結した肥育牛生産者(以下「契約生産者」という。)に対する肥育牛補填金の交付に要する資金に充てるための肥育安定基金を造成するものとする。
- (2) 肥育事業者は、経営安定の取組として肥育牛補填金の交付を受けるため、機構が設置する肥育全国基金に積立金の拠出を計画的に行うものとする。

また、機構は、肥育事業者積立金(肥育事業者からの積立金及びその他の者が支出する補助金又は拠出金(以下「その他積立金」という。)からなる積立金をいう。以下同じ。)をもって肥育全国基金を造成するものとし、肥育全国基金及び補助金を原資として肥育事業者に対して肥育牛補填金を交付し、肥育事業者は肥育牛補填金の交付を受けるものとする。

### 2 肥育経営安定推進

県団体は、1の(1)の事業を円滑に推進するため、都道府県を区域とする会議の開催、普及及び啓発活動、調査及び指導等を行うものとする。

## 第3 基金の造成及び管理運用

### 1 肥育安定基金

- (1) 県団体は、機構からの補助金及び契約生産者積立金(契約生産者からの積立金及びその他積立金からなる積立金をいう。以下同じ。)をもって肥育安定基金を設けることとし、その運用により生じた果

実は当該基金に繰り入れるものとする。

- (2) 県団体は、肥育安定基金を他の勘定と区分して経理するものとする。

また、別表1に定める品種区分（以下「品種区分」という。）ごとに機構からの補助金、契約生産者からの積立金及びその他積立金を区分して管理するものとする。ただし、第6の9のただし書の規定により、肥育牛1頭当たりの肥育牛補墳金の額（以下「補墳金単価」という。）の算定（以下「地域算定」という。）を品種ごとに行う場合には、当該品種ごとに区分して管理するものとする。

- (3) 県団体は、第2の1の(1)の事業に要する経費に充てる場合を除き、肥育安定基金を取り崩してはならないものとする。

- (4) 県団体は、事業実施期間終了後において肥育安定基金に残額が生じた場合又は事業実施期間中であっても肥育安定基金に残額が生じることが見込まれるために理事長から返還の指示があった場合には、残額のうち(2)の規定により機構からの補助金として管理している額又は返還の指示があった額を機構に返還するものとする。

- (5) 県団体は、業務対象年間終了後、肥育安定基金に残額が生じた場合には、(2)の規定により区分管理しているものを機構、契約生産者（業務対象年間終了前に第6の3の交付契約を解除した者を除く。）及びその他積立金を負担した者にそれぞれ返還するものとする。

なお、契約生産者に対する返還に当たっては、当該契約生産者が納付した契約生産者積立金のうち、第6の8に規定する販売の報告及び確認がされていない牛に係る契約生産者積立金相当額を残額の範囲内で優先して返還するものとする。

## 2 肥育全国基金

- (1) 機構は、肥育事業者積立金をもって肥育全国基金を造成するものとし、肥育全国基金の運用により生じた果実は当該基金に繰り入れるものとする。

- (2) 機構は、業務対象年間終了後、肥育全国基金に残額が生じた場合には、肥育事業者（業務対象年間終了前に事業を中止又は廃止した者を除く。）及びその他積立金を負担した者にそれぞれ返還するものとする。

## 第4 機構の補助等

- 1 機構は、予算の範囲内において、別表2に定める補助対象経費及び補助率により、事業実施主体が第2の事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。
- 2 県団体は、別表2に定める補助対象経費及び補助率により造成された肥育安定基金から、肥育牛補填金の交付に要する経費につき支出するものとする。

## 第5 事業の実施

### 1 業務方法書の作成

県団体は、第2の1の(1)の事業の実施に当たっては、あらかじめ次に掲げる事項を定めた業務方法書を作成の上、理事長に提出するものとする。これを変更した場合も同様とする。

また、県団体は、業務方法書を県団体の区域の都道府県知事（以下「知事」という。）に送付するものとする。

- (1) 事業の趣旨、内容、仕組み
- (2) 業務対象年間に関する事項
- (3) 交付契約の締結及び解除に関する事項
- (4) 牛の個体登録に関する事項
- (5) 牛の販売の確認に関する事項
- (6) 契約生産者積立金の納付及び返戻に関する事項
- (7) 肥育安定基金の造成及び管理運用に関する事項
- (8) 肥育牛補填金の交付に関する事項
- (9) 事業の委託に関する事項
- (10) その他必要な事項

### 2 事業参加申込書の作成等

- (1) 第2の1の(2)の事業に参加しようとする肥育牛生産者（契約生産者を除く。）は、あらかじめ事業参加申込要領に基づき、事業参加申込書を作成の上、理事長に提出し、その承認を受けるものとする。
- (2) 事業参加申込要領に定める提出期限までに事業参加申込書を提出しなかった者は、業務対象年間途中による事業の参加は認めないものとする。ただし、第6の2の要件を満たす者であって、新たに肉用牛肥育経営に参入した者についてはこの限りではない。
- (3) 事業の参加を認められた者が業務対象年間途中において事業を中止又は廃止する場合にあっては、理事長が別に定めるところにより、その旨をあらかじめ理事長に届け出るものとする。

### 3 事業実施計画の作成

第2の1の(1)の事業を実施する県団体は、毎年度、別紙様式第1号の肉用牛肥育経営安定特別対策事業実施計画承認申請書を作成の上、これを理事長に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、地域算定を行う県団体にあっては、あらかじめ当該事業実施計画承認申請書を知事に協議の上、理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

また、県団体（地域算定を行う県団体を除く。）は、当該事業実施計画承認申請書の写しを知事に送付するものとする。

### 4 事業実施計画の変更

県団体は、3の事業実施計画の承認があった後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ計画変更承認申請書を作成の上、これを理事長に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、地域算定を行う県団体にあっては、あらかじめ当該計画変更承認申請書を知事に協議の上、理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

また、県団体（地域算定を行う県団体を除く。）は、当該計画変更承認申請書の写しを知事に送付するものとする。

(1) 事業の中止又は廃止

(2) 事業費の30%を超える増減

(3) 補助金の増加を伴う事業費の増

(4) 第6の10のただし書の規定に基づく承認申請（補助金の増加を伴わない場合を含む。）

### 5 事業の委託

県団体は第2の2の事業の一部を理事長が適当と認める団体に委託して行うことができるものとする。

### 6 事業の実施期間

この事業の実施期間は、平成28年度から平成30年度事業に対する肥育牛補填金の交付を完了するまでとする。

## 第6 事業の要件等

### 1 業務対象年間

この事業の業務対象年間は平成28年4月1日から平成30年12月29日までとする。

### 2 事業の対象となる者

第2の1の事業の対象となる者は、肥育牛生産者であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、農業協同組合及び農業協

同組合連合会にあっては、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第11条の51の規定に定める農業経営規程を定め、農業の経営を行っている者に限る。

- (1) 肥育に供する牛に係る損益が帰属する者であること。ただし、次に掲げる会社（会社法（平成17年法律第86号。以下「会社法」という。）第2条第1号に定めるものをいう。）を除くものとする。
- ア　資本の額又は出資の総額が3億円を超えるか、かつ、常時使用する従業員の数が300人を超えるもの（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人に該当するものを除く。）
- イ　アに準じるものとして、次のいずれかに該当するもの
- (ア) その総株主又は総出資者の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の2分の1以上が同一のアに掲げるものの所有に属しているもの
- (イ) その総株主又は総出資者の議決権の3分の2以上がアに掲げるものの所有に属しているもの
- (2) 肉用牛肥育経営緊急支援事業実施要綱（平成23年8月19日付け23農畜機第2228号）に基づき、緊急支援金又は出荷遅延支援金（以下「緊急支援金等」という。）の交付を受けた者にあっては、緊急支援金等相当額を事業実施主体に計画的に返還していること。
- (3) 機構又は県団体がこの事業の実施に資することを目的に8の(1)の書類に係る枝肉の販売価格等のデータを補填金単価の算定等に利用することに応じていること。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。
- ア　前業務対象年間（平成25年度から平成27年度の3年間をいう。以下同じ。）において、事業を中止又は廃止した者
- イ　前業務対象年間において、県団体が3の交付契約を解除した者

### 3 交付契約

- (1) 県団体は、業務対象年間ごとに、交付契約に係る牛の確認に関する事項、契約生産者積立金の納付に関する事項、肥育牛補填金の交付に関する事項等を内容とする交付契約を肥育牛生産者（肥育事業者を除く。以下同じ。）との間で締結するものとする。

- (2) 肥育牛生産者は、交付契約を締結しようとする場合は、肥育に供する牛を飼養する区域の県団体に対し、県団体が別に定める交付契約申込書（以下「契約申込書」という。）を提出するものとする。
- (3) 県団体は、肥育牛生産者から契約申込書の提出を受けた場合は、内容を審査した上で、肥育牛生産者と交付契約を締結するものとする。
- (4) 交付契約は、理事長が別に定める期日までに締結するものとする。ただし、2の要件を満たす者であって、県団体の区域の都道府県において新たに肉用牛肥育経営に参入した肥育牛生産者（業務対象年間途中において、事業を中止又は廃止した者及び他の県団体が交付契約を解除した者を除く。）に係るものについてはこの限りではない。

#### 4 肥育牛の個体登録

- (1) 肥育事業者及び契約生産者（以下「事業対象者」という。）は肥育に供する牛であって、満6か月齢以上のものは全頭、当該牛が満14か月齢に達する日までに、理事長又は県団体が別に定める個体登録申込書（以下「登録申込書」という。）に必要事項を記載し、当該牛が事業対象者の所有に属することを確認できる書類を添えて、肥育事業者にあっては機構に、契約生産者にあっては県団体に提出しなければならない。ただし、第6の10のただし書の規定に基づく承認を受けた牛については、理事長が別に定める日までに登録申込書を提出しなければならない。
- (2) 機構及び県団体は、事業対象者から登録申込書の提出を受けた場合は、当該申込書に記載された牛について、次に掲げる要件（肥育事業者から申込があった牛にあってはア及びイの要件とする。）を全て満たしていること及び導入方法並びに肥育開始日を確認し、当該牛が満17か月齢に達する日までに機構又は県団体が備える台帳（以下「個体登録台帳」という。）に申込内容を記載するものとし、個体登録台帳に記載を行った場合は、理事長又は県団体が別に定める方法により、事業対象者に対し、その旨を通知するものとする。

ア 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）第3条に基づく牛個体識別台帳に記録された事項（以下「牛個体識別全国データベース」という。）により、当該牛の個体識別番号、生年月日、性別、品種、導入年月日及び飼養場所が確認できること。

- イ 事業対象者の所有に属することが書類により確認できること。
- ウ 肥育の開始日から個体登録台帳に記載を行う日まで、県団体の区域の都道府県内で肥育されていること。

- (3) 事業対象者は、個体登録台帳に記載された牛（以下「事業対象牛」という。）について、牛個体識別全国データベースの変更に伴い、記載された内容に変更が生じた場合は、速やかに肥育事業者にあっては機構に、契約生産者にあっては県団体に届け出るものとする。
- (4) 機構及び県団体は、(3)の規定により事業対象者から変更の届出があった場合は、届出があった内容について、牛個体識別全国データベースが変更されていることを確認し、個体登録台帳の内容を変更することができるものとする。
- (5) 肥育事業者にあっては機構が、契約生産者にあっては県団体が、第7の5に規定する補助金交付停止措置として、それぞれ肥育牛の個体登録を停止することができるものとする。この場合、県団体は、その措置を講じるに当たって、あらかじめ理事長の承認を受けるものとする。この措置の措置期間を変更する場合及び措置を解除する場合も同様とする。

## 5 事業対象牛の権利義務の承継

- (1) 契約生産者は、業務対象年間途中で肉用牛肥育経営を中止又は廃業する場合には、県団体が別に定めるところにより、県団体に登録申込書を提出した牛及び事業対象牛の肥育牛補填金の対象となる権利義務を同一都道府県内の他の契約生産者に承継できるものとする。
- (2) 肥育事業者は、業務対象年間途中で事業を中止又は廃止する場合には、理事長が別に定めるところにより、機構に登録申込書を提出した牛及び事業対象牛の肥育牛補填金の対象となる権利義務を他の肥育事業者に承継できるものとする。

## 6 生産者積立金の額

理事長は、毎年度、品種区分ごとに肥育牛1頭当たりの肥育事業者積立金及び契約生産者積立金（以下「生産者積立金」という。）の額を定めるものとする。ただし、県団体は、知事に協議の上、理事長の承認を受けて、地域算定を行う品種区分又は品種に係る契約生産者積立金の額を別に定めることができるものとする。

## 7 生産者積立金の納付等

- (1) 事業対象者は、4の(2)の通知を受けたときは、事業対象牛の頭数に生産者積立金の額を乗じて得た額から、当該頭数に応じたそ

の他積立金の額を除いた額を、別表1に定める納付期限（以下「納付期限」という。）までに肥育事業者にあっては機構に、契約生産者にあっては県団体に納付しなければならない。

(2) 生産者積立金は、第3の1の(5)又は第3の2の(2)の規定による場合を除き、返戻しないものとする。

(3) 県団体は、第2の1の(1)及び2の事業を遂行するために必要がある場合、経費の一部を契約生産者から手数料として徴収することができるものとする。

## 8 事業対象牛の販売の報告及び確認

(1) 事業対象者は、事業対象牛を販売した場合は、販売を行った日が属する四半期の翌月の末日までに販売を行ったことを証明する書類を肥育事業者にあっては機構に、契約生産者にあっては県団体に提出するものとする。

(2) 機構及び県団体は、(1)の規定により提出された書類及び牛個体識別全国データベースを利用して、販売された牛について、事業対象牛であること、販売の事実、販売時の月齢及び販売日を確認するものとする。

## 9 補填金単価の算定

機構は、次の(1)から(3)の規定により補填金単価を定めるものとする。ただし、県団体は、理事長が別に定める方法により、地域の実態を反映するために都道府県ごとに又は都道府県ごと及び別表1に定める品種（肉専用種の褐毛和種、日本短角種及び無角和種に限る。）ごとに補填金単価を定めることができるものとする。この場合、県団体は、あらかじめ知事に協議の上、理事長の承認を受けるものとし、その申請に当たっては、補填金単価の算定に用いた価格等を理事長に提出するものとする。

### (1) 平均粗収益

機構は、次のア及びイの価格を用いて品種区分ごとに四半期ごとの肥育牛1頭当たりの平均粗収益（以下「平均粗収益」という。）を算定するものとする。

なお、平均粗収益の算定に当たって、消費税及び地方消費税が含まれる項目については、その消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額を用いるものとする。

#### ア 主産物価格

農林水産省統計部（以下「統計部」という。）が公表する食肉流通統計（以下「食肉流通統計」という。）の食肉中央卸売市場及び

指定市場（以下「28市場」という。）における取引重量及び取引総価額並びに理事長が別に定める方法により収集した食肉センター等における相対取引等（以下「相対取引等」という。）による取引重量及び取引総価額から算定した四半期の枝肉取引価格の1キログラム当たりの加重平均卸売価格に食肉流通統計の28市場における取引成立頭数及び取引重量並びに相対取引等による取引成立頭数及び取引重量から算定した四半期の1頭当たりの平均取引重量を乗じて得た額とする。この場合において、肉専用種にあっては和牛去勢、交雑種にあっては交雑牛めす及び去勢並びに乳用種にあっては乳牛去勢の数値を用いるものとする。

#### イ 副産物価格

統計部が公表する肉用牛生産費（肉専用種にあっては去勢若齢肥育牛生産費、交雑種にあっては交雑種肥育牛生産費及び乳用種にあっては乳用雄肥育牛生産費をいう。以下同じ。）の肥育牛1頭当たりの副産物価格とする。

#### （2）平均生産費

機構は、次のアからウの費用を用いて品種区分ごとに四半期ごとの肥育牛1頭当たりの平均生産費（以下「平均生産費」という。）を算定するものとする。

なお、平均生産費の算定に当たって、消費税及び地方消費税が含まれる項目については、その消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額を用いるものとする。

#### ア もと畜費

機構が公表する肉用子牛取引情報の肉用子牛価格の全国平均価格とする。この場合において、肉専用種にあっては黒毛和種の雄、褐毛和種の雄、日本短角種の雄及び無角和種の雄、交雑種にあっては交雑種・乳、乳用種にあってはホルスタイン種の雄の全国平均価格とする。

#### イ と畜経費

28市場（これに併設されていると畜場を含む。）における各市場の1頭当たりのと畜経費（と畜検査手数料、と畜解体料、と畜場使用料、冷蔵庫保管料（1日分相当）及び格付料（公益社団法人日本食肉格付協会が定める料金））を各市場における四半期の取引成立頭数で加重平均して得た額とする。この場合において、肉専用種にあっては和牛去勢、交雑種にあっては交雑牛めす及び去勢並びに乳用種にあっては乳牛去勢の数値を用いるものとす

る。

ただし、各市場の1頭当たりのと畜経費は、原則として、平成28年度第1四半期の平均生産費の算定に用いた額を上限とする。なお、平成28年度第2四半期以降、と畜経費を引き下げた市場については、当該引き下げ後のと畜経費を平均生産費の算定に用いるものとする。

ウ もと畜費及びと畜経費以外の費用

統計部が公表する肉用牛生産費を用いる。

なお、一部の項目については、統計部が公表する農業物価統計の農業物価指数を用いて、肉用牛生産費の調査期間の指數と四半期ごとにおける指數との変動率により調整した額とする。

(3) 補填金単価の設定

機構は、平均粗収益が平均生産費を下回った場合、平均粗収益と平均生産費との差額の8割（百円未満切捨て）を上限として、品種区分ごとに四半期ごとの補填金単価を定めるものとする。ただし、補填金単価が千円未満となる場合は、補填金単価を定めないものとする。

(4) 補填金単価の減額

ア 機構は、肥育全国基金の全額を取り崩してもなお支払うべき肥育牛補填金の額に不足が生じる場合は、肥育事業者に適用する補填金単価を減額することができるものとする。

イ 県団体は、肥育安定基金の安定的な運用のために必要がある場合は、理事長の承認を受けて、補填金単価を減額することができるものとする。

(5) 補填金単価の公表

ア 機構及び地域算定を行う県団体は、補填金単価を定めた場合は、その額を公表するものとする。

イ 機構は、(4)のアの規定により補填金単価を減額した場合は、速やかに公表するものとする。

ウ 県団体は、(4)のイの規定により補填金単価を減額した場合は、速やかに公表するものとする。

## 10 交付対象の事業対象牛

肥育牛補填金の交付対象となる事業対象牛（以下「交付対象牛」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。ただし、地域の実情等を勘案し、理事長が適当と認める事業対象牛にあってはこの限りではない。

- (1) 満17か月齢以上であること。
- (2) 生産者積立金が納付されていること。
- (3) おおむね10か月以上連續した期間（契約生産者の事業対象牛にあっては、県団体の区域の都道府県内においておおむね10か月以上連續した期間）肥育されていること。
- (4) 繁殖又は搾乳の用に供していないこと。
- (5) 8の(2)の規定により販売したことが確認できること。

#### 1.1 肥育牛補填金の交付

- (1) 機構は、品種区分ごとの交付対象牛の頭数に補填金単価を乗じて得られた額を肥育牛補填金として、事業対象者に交付するものとする。
- (2) 県団体は、品種区分ごとの交付対象牛の頭数に補填金単価を乗じて得られた額を肥育牛補填金として、事業対象者に交付するものとする。ただし、地域算定を行う県団体は、品種区分又は品種ごとの交付対象牛の頭数に補填金単価を乗じて得られた額を肥育牛補填金として、事業対象者に交付するものとする。

#### 1.2 電磁的記録による利用

- (1) 事業対象者は、4及び8に係る手続について、書面による提出に代えて電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法により電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの（以下「電磁的記録」という。）により行うことができるものとする。
- (2) 機構及び県団体は、4及び8に係る確認について、書面に代えて電磁的記録により行うことができるものとする。

#### 1.3 事業参加の取消し

機構は、次のいずれかに該当する場合には、肥育事業者の事業参加を取り消すことができるものとする。

- (1) 第5の2の(3)に基づき肥育事業者から事業を中止又は廃止する旨の届出があった場合
- (2) 肥育事業者が第6の7の(1)に基づく生産者積立金（その他積立金がある場合は、生産者積立金の額からその他積立金の額を除いた額）を納付しなかった場合
- (3) その他肥育事業者がこの要綱の規定に従わなかった場合

#### 1.4 事業の事務手続

肥育事業者は、第5の2の(1)の事業参加申込書の作成以降の手

続について、これを自ら行うほか、農業協同組合等に委託し、当該農業協同組合等を通じて手続を行うことができるものとする。

## 第7 補助金交付の手続等

### 1 補助金の交付申請

- (1) 県団体は、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期日までに別紙様式第2号の肉用牛肥育経営安定特別対策事業補助金交付申請書（以下「補助金交付申請書」という。）を作成の上、理事長に提出するものとする。
- (2) 肥育事業者は、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期日までに別紙様式第3号の肉用牛肥育経営安定特別対策事業補助金交付申請書兼概算払請求書（以下「補助金交付申請書兼請求書」という。）を作成の上、理事長に提出するものとする。

### 2 補助金の交付変更申請

- (1) 県団体は、補助金の交付決定があった後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第4号の肉用牛肥育経営安定特別対策事業補助金交付変更承認申請書を作成の上、理事長に提出し、その承認を受けるものとする。
- ア 事業の中止又は廃止  
イ 事業費の30%を超える増減  
ウ 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増
- (2) 肥育事業者は、補助金の交付決定があった後において、(1)に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第5号の肉用牛肥育経営安定特別対策事業補助金交付変更承認申請書兼概算払請求書（以下「補助金交付変更申請書兼請求書」という。）を作成の上、理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

### 3 補助金の概算払

- (1) 理事長は、肥育牛補填金の交付が円滑に行われるため、又は事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、第2の1の事業にあっては交付決定額の範囲内で出来高に応じて、第2の2の事業にあっては交付決定額を限度として、それぞれ補助金の概算払を行うことができるものとする。
- (2) 県団体は、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第6号の肉用牛肥育経営安定特別対策事業補助金概算払請求書を作成の上、理事長に提出するものとする。
- (3) 肥育事業者は、補助金の概算払請求をしようとする場合は、補助

金交付申請書兼請求書又は補助金交付変更申請書兼請求書を作成の上、理事長に提出するものとする。

#### 4 事業の実績報告

- (1) 県団体は、肥育牛補填金を交付した場合は、肥育牛補填金を交付した日が属する月の翌月の10日までに別紙様式第7号の肉用牛肥育経営安定特別対策事業肥育牛補填金交付状況報告書を作成の上、理事長に提出するものとする。
- (2) 県団体及び肥育事業者は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日までに、別紙様式第8号の肉用牛肥育経営安定特別対策事業実績等報告書（以下「実績等報告書」という。）を作成の上、理事長に提出するものとする。

また、県団体は、当該報告書の写しを知事に送付するものとする。

#### 5 補助金交付停止措置

- (1) 理事長は、畜産業振興事業の実施について11の(3)の規定に基づき、別表3各号第1欄に掲げる措置要件（以下「措置要件」という。）の一に該当する事業者（事業対象者及び県団体をいう。以下同じ。）に対し、情状に応じて別表3各号第2欄に定めるところにより、又は府省等において講じられる措置に応じて、期間を定め、補助金交付停止措置（事業対象者に対しては肥育牛の個体登録を停止すること（この措置の措置期間に満17か月齢に達する日が属する牛の全頭について個体登録台帳に記載を行わないことをいう。）による肥育牛補填金の交付停止措置をいう。以下同じ。）を行うものとする。ただし、当該事業者が、措置要件の一に該当する行為（以下「該当行為」という。）の事実について速やかに報告し、十分な再発防止体制を整備する等情状酌量すべき特別の事情がある場合において、当該行為の悪質性の程度を考慮し相当と認めるときは、補助金交付停止措置を行わないことができる。
- (2) (1)の本文の場合において、当該措置の対象となる補助金等（肥育牛補填金を含む。以下同じ。）のうち、当該補助金等を補助金交付停止措置の対象とすることにより、当該補助金等に係る予算の目的を達成できることとなる可能性が相当程度高い場合には、当該補助金等の全部又は一部を当該補助金交付停止措置の対象としないことができる。
- (3) 事業者が措置要件のいずれにも該当したときの補助金交付停止措置の期間（以下「補助金交付停止期間」という。）は、別表3第1号第2欄に定める期間とする。

- (4) 事業者が補助金交付停止期間の満了後1年を経過するまでの間（補助金交付停止期間中を含む。）に、措置要件に該当することとなった場合における補助金交付停止期間の短期及び長期の期間は、それぞれ別表3各号第2欄に定める短期及び長期の2倍の期間とする。
- (5) 理事長は、当該事業者について、極めて悪質な事由があるとき又は該当行為により極めて重大な結果を生じたときには、補助金交付停止期間を別表3各号第2欄に定める長期の2倍まで延長することができる。
- (6) 理事長は、補助金交付停止期間中の事業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表3各号及び前各項に定める期間の範囲内で補助金交付停止期間を変更することができる。
- (7) 理事長は、補助金交付停止期間中の事業者が当該事業者について責を負わないことが明らかとなつたと認める場合その他当該事業者について補助金交付停止措置を継続することが適切ではないときは、当該事業者について補助金交付停止措置を解除し、又は、補助金交付停止期間を変更することができる。
- (8) 別表3各号に掲げる措置要件について、補助金交付停止措置を受けた事業者以外の他の事業者が関与している場合には、当該事業者についても、また、前各号の規定を適用する。
- (9) 理事長は、(1)の規定により補助金交付停止措置を行い、若しくは(5)、(6)若しくは(7)の規定により補助金交付停止措置の措置期間を変更し、又は(7)の規定により補助金交付停止措置を解除したときは、当該事業者に対し、遅滞なく通知するものとする。ただし、県団体が第6の4の(5)に規定する承認を受けて補助金交付停止措置（当該措置の措置期間の変更及び当該措置の解除を含む。）を行うときは、県団体は、契約生産者に対し、遅滞なく通知するものとする。

## 6 暴力団等の反社会的勢力の排除について

- (1) 理事長は、肥育事業者（その代表者又は役員等を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者（以下「暴力団等の反社会的勢力」という。）であることが判明した場合には、当該肥育事業者に対して、事業の参加を取り消すこと及び肥育牛補填金を交付せず、又は既に交付した肥育牛補填金を返還させることができ

るものとする。

- (2) 県団体は、契約生産者（その代表者又は役員等を含む。）が暴力団等の反社会的勢力であることが判明した場合には、当該契約生産者に対して、交付契約を解除すること及び肥育牛補填金を交付せず、又は既に交付した肥育牛補填金を返還させることができるものとする。

## 第8 基金の管理状況報告等

### 1 四半期ごとの基金の管理状況報告

県団体は、各四半期末現在の肥育安定基金の管理状況について、各四半期の翌月の15日までに、別紙様式第9号の肉用牛肥育経営安定特別対策事業基金管理状況報告書を作成の上、理事長に提出するものとする。

### 2 基金の管理状況報告

県団体は、毎年度、肥育安定基金の管理状況について、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日（肥育安定基金を閉鎖した場合にあっては、閉鎖した日から起算して1か月以内）までに、実績等報告書を作成の上、理事長に提出するものとする。

### 3 基金造成の報告

県団体は、毎年度、当該年度に係る機構からの補助金について、肥育安定基金に入金管理が完了した日から起算して1か月を経過した日までに、実績等報告書を作成の上、理事長に提出するものとする。

## 第9 事業の推進指導等

### 1 県団体は、農林水産省、機構及び都道府県の指導の下、関係機関・関係団体との連携及び契約生産者に対する第2の1の(1)及び2の事業の趣旨、内容等の周知徹底に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

### 2 県団体は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知。以下「環境規範」という。）に基づき、原則として、業務対象年間に中に1回以上、契約生産者が作成する環境規範点検シートを受け取ること等により、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとする。ただし、契約生産者が、GAP取得チャレンジシステムと同等以上の水準の取組を実施する場合は、この限りでない。

### 3 肥育事業者は、第2の1の(2)の事業の実施に当たっては環境規

範に基づき、環境規範点検シートを作成の上、理事長に提出するものとする。ただし、G A P 取得チャレンジシステムと同等以上の水準の取組を実施する場合は、この限りでない。

- 4 機構及び県団体は、配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するため、事業対象者であって、配合飼料を利用し平成27年度に「配合飼料価格安定対策事業実施要綱」（昭和50年2月13日付け50畜B第302号農林事務次官依命通知）に定める「配合飼料価格安定基金」が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約（以下「契約」という。）の締結をしている者が、引き続き平成28年度において契約を締結していることを確認するものとする。ただし、自給飼料への転換等により、配合飼料価格安定制度の加入を取りやめた場合は、この限りではない。
- 5 都道府県は、この事業の適正かつ円滑な推進を図るため、事業の趣旨及び内容等の周知徹底、平均粗収益の算定に必要なデータの収集及び機構への提供、県団体及び契約生産者等に対する指導その他必要な支援に努めるものとする。

## 第10 報告及び調査

- 1 機構は、必要があると認めたときは、県団体に対し、交付契約の締結状況、事業対象牛の頭数、契約生産者積立金の積立状況その他必要な事項について調査し、報告を求めることができるものとする。
- 2 機構は、この要綱に定めるもののほか、第2の1の（2）の事業の実施及び実績について、必要に応じ、肥育事業者に対し調査し、報告を求めることができるものとする。
- 3 県団体は、必要があると認めたときは、契約生産者に対し、交付契約の履行状況、事業対象牛の頭数、契約生産者積立金の積立状況その他必要な事項について調査し、報告を求めることができるものとする。

## 第11 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 県団体は、機構に対して補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて

得た金額をいう。以下同じ。) があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

- 2 県団体は、1のただし書により申請をした場合において、実績等報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 県団体は、1のただし書により申請をした場合において、実績等報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第10号の肉用牛肥育経営安定特別対策事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書(以下「消費税等相当額報告書」という。)を速やかに理事長に提出するとともに、その金額(2の規定に基づき減額した場合は、その減じた額を上回る部分の金額)を機構に返還しなければならない。  
また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに消費税等相当額報告書により理事長に報告しなければならない。
- 4 県団体は、肥育安定基金を閉鎖した後において、消費税及び地方消費税の申告により事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合は、消費税等相当額報告書を理事長に提出するとともに、その額(2の規定に基づき減額した場合は、その減じた額を上回る部分の額)を機構に返還しなければならない。

## 第12 帳簿等の整備保管

事業実施主体は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとする。ただし、その保存期間は、事業の完了した年度(基金の収入、支出に関する帳簿等は肥育安定基金を閉鎖した年度)の翌年度から起算して5年間とする。

## 第13 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、理事長が別に定めることができるものとする。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度に終了した事業については、この要綱の制定前の肉用牛肥育経営安定特別対策事業実施要綱（平成25年4月1日付け24農畜機第5478号。以下「旧要綱」という。）の規定は、なお効力を有するものとする。
- 3 旧要綱第6の4の（3）の事業対象牛（肥育牛補填金の交付対象となった牛を除く。以下「旧要綱事業対象牛」という。）については、旧要綱第1の肥育事業者に係る旧要綱事業対象牛にあっては要綱第6の4の（2）の機構が備える台帳に、旧要綱第2の1の（1）の契約生産者に係る旧要綱事業対象牛にあっては要綱第6の4の（2）の県団体が備える台帳に、それぞれ記載された牛とみなすものとする。
- 4 県団体は、旧要綱事業対象牛のうち、旧要綱第6の7の（1）の規定により契約生産者が契約生産者積立金を納付した牛（旧要綱第3の1の（6）のなお書の規定により契約生産者積立金相当額を肥育安定基金の残額の範囲で優先して返還された牛に限る。以下「積立金納付牛」という。）について、契約生産者から契約生産者積立金を徴するものとする。
- 5 契約生産者は、4の規定により県団体から積立金納付牛について契約生産者積立金を徴された場合、県団体が別に定める期限までに契約生産者積立金を県団体に納付しなければならないものとする。
- 6 旧要綱事業対象牛のうち、旧要綱第6の7の（1）の規定により肥育事業者が肥育事業者積立金を納付した牛にあっては、要綱第6の7の（1）の規定により肥育事業者が肥育事業者積立金を納付したものとみなすものとする。
- 7 旧要綱附則11又は旧要綱附則19の規定により生産者積立金の納付を免除された旧要綱事業対象牛（以下「旧要綱免除牛」という。）について、要綱第6の11の規定により肥育牛補填金を交付する場合は、補填金単価の4分の3に相当する額とする。
- 8 契約生産者は、旧要綱免除牛（肥育牛補填金の交付対象となった牛を除く。）について、県団体が別に定める期限までに契約生産者積立金を県団体に納付することができるものとする。
- 9 8の規定により契約生産者積立金を納付した旧要綱免除牛について、要綱第6の11の規定により肥育牛補填金を交付する場合は、要綱第6

の9の規定により算定された補填金単価の額とする。

1 0 平成28年4月1日から当分の間、規定中「四半期」とあるのは、「月」に読み替えるものとする。ただし、要綱第6の9の(2)のイの規定中「第1四半期」とあるのは「4月」に、「第2四半期」とあるのは「5月」に、それぞれ読み替えるものとする。なお、平成28年4月に販売された事業対象牛から、当分の間、理事長が別に定める方法により、四半期の最終月以外に販売された事業対象牛について、肥育牛補填金の概算払を行うこととし、その精算払は、当該四半期の最終月に販売された事業対象牛の肥育牛補填金の交付の際に行うものとする。

1 1 4の規定により県団体が契約生産者から契約生産者積立金を徴する積立金納付牛のうち、平成28年4月及び5月に販売された事業対象牛について、契約生産者積立金の納付前に10の肥育牛補填金の概算払を行うことができるものとする。ただし、その場合であっても、5の県団体が別に定める期限までに契約生産者積立金の納付がなかった場合は、10の規定により概算払を行った肥育牛補填金を返還させるものとする。

1 2 旧要綱附則（平成27年4月1日付け26農畜機第5764号）1の規定により平成27年度の間に旧要綱第6の2のただし書の規定を適用しなかった肥育牛生産者に限り、要綱第6の2のただし書中の「農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第11条の51の規定に定める農業経営規程を定め、農業の経営を行っている者」には、「今業務対象年間（平成28年度から平成30年度の3年間をいう。以下同じ。）中に農業経営規程を定め、農業の経営を行うことが確実である者」と理事長が認める者を含むものとする。ただし、その場合であっても、今業務対象年間中に農業経営規程を定められない場合は、今業務対象年間に交付した肥育牛補填金を返還させることができるものとする。

1 3 本事業においては、畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）は、当分の間、適用しない。

1 4 平成28年熊本地震に伴い市町村（以下「震災対象市町村」という。）から、当該地震等による畜産関連施設（6次産業化関連施設を除く。以下同じ。）の被害（以下14から22において「被害」という。）を証明する書面の交付を受けた事業対象者が、当該震災対象市町村の区域で肥育を開始し被害の事実が発生した日（平成28年4月14日以降の日に限る。以下14から22において同じ。）に飼養していた牛（被害の事実が発生した日において、満14か月齢以上の牛は除く。）及び被害の

事実が発生した日から平成28年9月末日までの間に導入する牛について、平成28年9月末日までに満14か月齢に達する日を迎える牛に限り、要綱第6の4の(1)の規定中「満14か月齢に達する日」とあるのは「満17か月齢に達する日」に読み替えるものとする。

15 震災対象市町村から、被害を証明する書面の交付を受けた事業対象者については、平成28年4月1日から平成28年9月末日までの間に納付期限が到来する要綱第6の7の(1)に規定する生産者積立金について、その納付を免除できるものとする。

16 震災対象市町村から、被害を証明する書面の交付を受けた契約生産者については、平成28年4月1日から平成28年9月末日までの間に納付期限が到来する附則5に規定する契約生産者積立金について、その納付を免除できるものとする。

17 15及び16の規定により生産者積立金又は契約生産者積立金の納付を免除された事業対象牛について、要綱第6の11の規定により肥育牛補填金を交付する場合は、補填金単価の4分の3に相当する額とする。

18 震災対象市町村から、被害を証明する書面の交付を受けた事業対象者が当該震災対象市町村の区域で肥育を開始し、被害の事実が発生した日に飼養していた牛であって、被害の事実が発生した日から平成28年9月末日までに販売する牛(要綱第6の4の(1)に規定する登録申込書が被害の事実が発生した日までに提出された牛であって、食肉として販売された牛に限る。)について、要綱第6の10の(1)の規定中「満17か月齢以上」とあるのは「満12か月齢以上」に、要綱第6の10の(3)の規定中「おおむね10か月以上連續した期間(契約生産者の事業対象牛にあっては、県団体の区域の都道府県内においておおむね10か月以上連續した期間)肥育されていること」とあるのは「期間にかかるわらず肥育されていること(契約生産者の事業対象牛にあっては、県団体の区域の都道府県内において期間にかかるわらず肥育されていること)」に、それぞれ読み替えるものとする。

19 震災対象市町村から、被害を証明する書面の交付を受けた契約生産者が当該震災対象市町村の区域において肥育を開始した牛であって、被害の事実が発生した日に飼養していた牛(被害の事実が発生した日から平成28年9月末日までの連續した期間、当該震災対象市町村の属する都道府県内で肥育されている牛は除く。)について、要綱第6の4の(2)のウの規定は適用しないものとする。

20 震災対象市町村から、被害を証明する書面の交付を受けた契約生産

者が当該震災対象市町村の区域において肥育を開始した牛であって、被害の事実が発生した日に飼養していた牛（被害の事実が発生した日から平成28年9月末日までの連續した期間、当該震災対象市町村の属する都道府県内で肥育されている牛は除く。）について、要綱第6の10の（3）の規定中「県団体の区域の都道府県内においておおむね10か月以上連續した期間」とあるのは、「おおむね10か月以上連續した期間」と読み替えるものとする。

2 1 震災対象市町村から、被害を証明する書面の交付を受けた契約生産者が当該震災対象市町村の区域において肥育を開始した牛であって、被害の事実が発生した日に飼養していた牛（要綱別表1に規定する月齢に達した牛は除く。ただし、要綱第6の10に規定する理事長が適當と認める事業対象牛については、その納付期限に係る月齢に達した牛は除く。）について、被害の事実が発生した日から平成28年9月末日までの間、要綱第6の5の（1）の規定中「肉用牛肥育経営を中止又は廃業する場合には、県団体が別に定めるところにより、県団体に登録申込書を提出した牛及び事業対象牛の肥育牛補填金の対象となる権利義務を同一都道府県内の他の契約生産者に承継できる」とあるのは「県団体が別に定めるところにより、県団体に登録申込書を提出した牛及び事業対象牛の肥育牛補填金の対象となる権利義務を他の契約生産者に承継できる」と読み替えるものとする。

2 2 震災対象市町村から、被害を証明する書面の交付を受けた肥育事業者が当該震災対象市町村の区域において肥育を開始した牛であって、被害の事実が発生した日に飼養していた牛（要綱別表1に規定する月齢に達した牛は除く。）について、被害の事実が発生した日から平成28年9月末日までの間、要綱第6の5の（2）の規定中「事業を中止又は廃止する場合には、理事長が別に定めるところにより、機構に登録申込書を提出した牛及び事業対象牛の肥育牛補填金の対象となる権利義務を他の肥育事業者に承継できる」とあるのは「理事長が別に定めるところにより、機構に登録申込書を提出した牛及び事業対象牛の肥育牛補填金の対象となる権利義務を他の肥育事業者に承継できる」と読み替えるものとする。

2 3 平成28年台風第7号、第11号、第9号、第10号及び第16号による大雨等に伴い市町村（以下「大雨対象市町村」という。）から畜産関連施設の被害（以下23から29において「被害」という。）を証明する書面の交付を受けた事業対象者については、平成28年10月1日から平成28年12月末日までの間に納付期限が到来する要綱第6

の 7 の (1) に規定する生産者積立金の納付を免除できるものとする。

2 4 2 3 の規定により生産者積立金の納付を免除された事業対象牛について、要綱第 6 の 1 1 の規定により肥育牛補填金を交付する場合は、補填金単価の 4 分の 3 に相当する額とする。

2 5 大雨対象市町村から被害を証明する書面の交付を受けた事業対象者が当該大雨対象市町村の区域において肥育を開始し、被害の事実が発生した日（平成 28 年 8 月 16 日（平成 28 年台風第 16 号による大雨等にあっては平成 28 年 9 月 17 日）以降の日に限る。以下 2 5 から 2 9 において同じ。）に飼養していた牛であって、被害の事実が発生した日から平成 28 年 12 月末日までに販売する牛（要綱第 6 の 4 の(1) に規定する登録申込書が被害の事実が発生した日までに提出された牛であって、食肉として販売された牛に限る。）について、要綱第 6 の 1 0 の(1) の規定中「満 17 か月齢以上」とあるのは「満 12 か月齢以上」に、要綱第 6 の 1 0 の(3) の規定中「おおむね 10 か月以上連続した期間（契約生産者の事業対象牛にあっては、県団体の区域の都道府県内においておおむね 10 か月以上連続した期間）肥育されていること」とあるのは「期間にかかわらず肥育されていること（契約生産者の事業対象牛にあっては、県団体の区域の都道府県内において期間にかかわらず肥育されていること）」に、それぞれ読み替えるものとする。

2 6 大雨対象市町村から被害を証明する書面の交付を受けた契約生産者が当該大雨対象市町村の区域において肥育を開始した牛であって、被害の事実が発生した日に飼養していた牛（被害の事実が発生した日から平成 28 年 12 月末日までの連続した期間、当該大雨対象市町村の属する都道府県内で肥育されている牛は除く。）について、要綱第 6 の 4 の(2) のウの規定は適用しないものとする。

2 7 大雨対象市町村から被害を証明する書面の交付を受けた契約生産者が当該大雨対象市町村の区域において肥育を開始した牛であって、被害の事実が発生した日に飼養していた牛（被害の事実が発生した日から平成 28 年 12 月末日までの連続した期間、当該大雨対象市町村の属する都道府県内で肥育されている牛は除く。）について、要綱第 6 の 1 0 の(3) の規定中「県団体の区域の都道府県内においておおむね 10 か月以上連続した期間」とあるのは、「おおむね 10 か月以上連続した期間」と読み替えるものとする。

2 8 大雨対象市町村から被害を証明する書面の交付を受けた契約生産者が当該大雨対象市町村の区域において肥育を開始した牛であって、被害の事実が発生した日に飼養していた牛（要綱別表 1 に規定する月齢に

達した牛は除く。ただし、要綱第6の10に規定する理事長が適当と認める事業対象牛については、その納付期限に係る月齢に達した牛は除く。)について、被害の事実が発生した日から平成28年12月末日までの間、要綱第6の5の(1)の規定中「肉用牛肥育経営を中止又は廃業する場合には、県団体が別に定めるところにより、県団体に登録申込書を提出した牛及び事業対象牛の肥育牛補填金の対象となる権利義務を同一都道府県内の他の契約生産者に承継できる」とあるのは「県団体が別に定めるところにより、県団体に登録申込書を提出した牛及び事業対象牛の肥育牛補填金の対象となる権利義務を他の契約生産者に承継できる」と読み替えるものとする。

2 9 大雨対象市町村から被害を証明する書面の交付を受けた肥育事業者が当該大雨対象市町村の区域において肥育を開始した牛であって、被害の事実が発生した日に飼養していた牛(要綱別表1に規定する月齢に達した牛は除く。)について、被害の事実が発生した日から平成28年12月末日までの間、要綱第6の5の(2)の規定中「事業を中止又は廃業する場合には、理事長が別に定めるところにより、機構に登録申込書を提出した牛及び事業対象牛の肥育牛補填金の対象となる権利義務を他の肥育事業者に承継できる」とあるのは「理事長が別に定めるところにより、機構に登録申込書を提出した牛及び事業対象牛の肥育牛補填金の対象となる権利義務を他の肥育事業者に承継できる」と読み替えるものとする。

3 0 平成29年の梅雨期(6月7日から7月27日)における豪雨及び暴風雨に伴い市町村(以下「平成29年梅雨期豪雨対象市町村」という。)から、畜産関連施設の被害(以下32から36において「被害」という。)を証明する書面の交付を受けた事業対象者については、平成29年8月1日から平成29年10月末日までの間に納付期限が到来する要綱第6の7の(1)に規定する生産者積立金について、その納付を免除できるものとする。

3 1 3 0の規定により生産者積立金の納付を免除された事業対象牛について、要綱第6の11の規定により肥育牛補填金を交付する場合は、補填金単価の4分の3に相当する額とする。

3 2 平成29年梅雨期豪雨対象市町村から被害を証明する書面の交付を受けた事業対象者が、当該平成29年梅雨期豪雨対象市町村の区域において肥育を開始し、被害の事実が発生した日(平成29年6月7日以降の日に限る。以下32から36において同じ。)に飼養していた牛であって、被害の事実が発生した日から平成29年10月末日までに販売

する牛（要綱第6の4の（1）に規定する登録申込書が被害の事実が発生した日までに提出された牛であって、食肉として販売された牛に限る。）について、要綱第6の10の（1）の規定中「満17か月齢以上」とあるのは「満12か月齢以上」に、要綱第6の10の（3）の規定中「おおむね10か月以上連續した期間（契約生産者の事業対象牛にあっては、県団体の区域の都道府県内においておおむね10か月以上連續した期間）肥育されていること」とあるのは「期間にかかるわらず肥育されていること（契約生産者の事業対象牛にあっては、県団体の区域の都道府県内において期間にかかるわらず肥育されていること）」に、それぞれ読み替えるものとする。

3 3 平成29年梅雨期豪雨対象市町村から被害を証明する書面の交付を受けた契約生産者が、当該平成29年梅雨期豪雨対象市町村の区域において肥育を開始した牛であって、被害の事実が発生した日に飼養していた牛（被害の事実が発生した日から平成29年10月末日までの連續した期間、当該平成29年梅雨期豪雨対象市町村の属する都道府県内で肥育されている牛は除く。）について、要綱第6の4の（2）のウの規定は適用しないものとする。

3 4 平成29年梅雨期豪雨対象市町村から被害を証明する書面の交付を受けた契約生産者が、当該平成29年梅雨期豪雨対象市町村の区域において肥育を開始した牛であって、被害の事実が発生した日に飼養していた牛（被害の事実が発生した日から平成29年10月末日までの連續した期間、当該平成29年梅雨期豪雨対象市町村の属する都道府県内で肥育されている牛は除く。）について、要綱第6の10の（3）の規定中「県団体の区域の都道府県内においておおむね10か月以上連續した期間」とあるのは、「おおむね10か月以上連續した期間」と読み替えるものとする。

3 5 平成29年梅雨期豪雨対象市町村から被害を証明する書面の交付を受けた契約生産者が、当該平成29年梅雨期豪雨対象市町村の区域において肥育を開始した牛であって、被害の事実が発生した日に飼養していた牛（要綱別表1に規定する月齢に達した牛は除く。また、要綱第6の10に規定する理事長が適当と認める事業対象牛については、その納付期限に係る月齢に達した牛は除く。）について、被害の事実が発生した日から平成29年10月末日までの間、要綱第6の5の（1）の規定中「肉用牛肥育経営を中止又は廃業する場合には、県団体が別に定めるところにより、県団体に登録申込書を提出した牛及び事業対象牛の肥育牛補填金の対象となる権利義務を同一都道府県内の他の契約生産者に

承継できる」とあるのは「県団体が別に定めるところにより、県団体に登録申込書を提出した牛及び事業対象牛の肥育牛補填金の対象となる権利義務を他の契約生産者に承継できる」と読み替えるものとする。

3 6 平成 29 年梅雨期豪雨対象市町村から被害を証明する書面の交付を受けた肥育事業者が、当該平成 29 年梅雨期豪雨対象市町村の区域において肥育を開始した牛であって、被害の事実が発生した日に飼養していた牛（要綱別表 1 に規定する月齢に達した牛は除く。）について、被害の事実が発生した日から平成 29 年 10 月末日までの間、要綱第 6 の 5 の（2）の規定中「事業を中止又は廃業する場合には、理事長が別に定めるところにより、機構に登録申込書を提出した牛及び事業対象牛の肥育牛補填金の対象となる権利義務を他の肥育事業者に承継できる」とあるのは「理事長が別に定めるところにより、機構に登録申込書を提出した牛及び事業対象牛の肥育牛補填金の対象となる権利義務を他の肥育事業者に承継できる」と読み替えるものとする。

3 7 平成 29 年 11 月から平成 30 年 3 月までの間における数度にわたる大雪に伴い、畜産関連施設の被害（以下 3 9 から 4 3 において「平成 29 年度大雪被害」という。）を証明する書面の交付を当該施設の所在する市町村から受けた事業対象者については、平成 30 年 3 月に納付期限が到来する要綱第 6 の 7 の（1）に規定する生産者積立金について、その納付を免除できるものとする。

3 8 3 7 の規定により生産者積立金の納付を免除された事業対象牛について、要綱第 6 の 11 の規定により肥育牛補填金を交付する場合は、補填金単価の 4 分の 3 に相当する額とする。

3 9 平成 29 年度大雪被害を証明する書面の交付を当該施設の所在する市町村から受けた事業対象者が、当該市町村の区域において肥育を開始し、平成 29 年度大雪被害の事実が発生した日（平成 29 年 11 月 1 日以降の日に限る。以下 3 9 から 4 3 において同じ。）に飼養していた牛であって、平成 29 年度大雪被害の事実が発生した日から平成 30 年 3 月末日までに販売する牛（要綱第 6 の 4 の（1）に規定する登録申込書が平成 29 年度大雪被害の事実が発生した日までに提出された牛であって、食肉として販売された牛に限る。）について、要綱第 6 の 10 の（1）の規定中「満 17 か月齢以上」とあるのは「満 12 か月齢以上」に、要綱第 6 の 10 の（3）の規定中「おおむね 10 か月以上連續した期間（契約生産者の事業対象牛にあっては、県団体の区域の都道府県内においておおむね 10 か月以上連續した期間）肥育されていること」とあるのは「期間にかかわらず肥育されていること（契約生産者の事業対

象牛にあっては、県団体の区域の都道府県内において期間にかかわらず肥育されていること)」に、それぞれ読み替えるものとする。

4 0 平成29年度大雪被害を証明する書面の交付を当該施設の所在する市町村から受けた契約生産者(以下4 1及び4 2において「被害契約生産者」という。)が、当該市町村の区域において肥育を開始した牛であって、平成29年度大雪被害の事実が発生した日に飼養していた牛(平成29年度大雪被害の事実が発生した日から平成30年3月末日までの連続した期間、当該市町村の属する都道府県内で肥育されている牛は除く。)について、要綱第6の4の(2)のウの規定は適用しないものとする。

4 1 被害契約生産者が、当該市町村の区域において肥育を開始した牛であって、平成29年度大雪被害の事実が発生した日に飼養していた牛(平成29年度大雪被害の事実が発生した日から平成30年3月末日までの連続した期間、当該市町村の属する都道府県内で肥育されている牛は除く。)について、要綱第6の10の(3)の規定中「県団体の区域の都道府県内においておおむね10か月以上連続した期間」とあるのは、「おおむね10か月以上連続した期間」と読み替えるものとする。

4 2 被害契約生産者が、当該市町村の区域において肥育を開始した牛であって、平成29年度大雪被害の事実が発生した日に飼養していた牛(要綱別表1に規定する月齢に達した牛は除く。また、要綱第6の10に規定する理事長が適当と認める事業対象牛については、その納付期限に係る月齢に達した牛は除く。)について、平成29年度大雪被害の事実が発生した日から平成30年3月末日までの間、要綱第6の5の(1)の規定中「肉用牛肥育経営を中止又は廃業する場合には、県団体が別に定めるところにより、県団体に登録申込書を提出した牛及び事業対象牛の肥育牛補填金の対象となる権利義務を同一都道府県内の他の契約生産者に承継できる」とあるのは「県団体が別に定めるところにより、県団体に登録申込書を提出した牛及び事業対象牛の肥育牛補填金の対象となる権利義務を他の契約生産者に承継できる」と読み替えるものとする。

4 3 平成29年度大雪被害を証明する書面の交付を当該施設の所在する市町村から受けた肥育事業者が、当該市町村の区域において肥育を開始した牛であって、平成29年度大雪被害の事実が発生した日に飼養していた牛(要綱別表1に規定する月齢に達した牛は除く。)について、平成29年度大雪被害の事実が発生した日から平成30年3月末日までの間、要綱第6の5の(2)の規定中「事業を中止又は廃業する場合

には、理事長が別に定めるところにより、機構に登録申込書を提出した牛及び事業対象牛の肥育牛補填金の対象となる権利義務を他の肥育事業者に承継できる」とあるのは「理事長が別に定めるところにより、機構に登録申込書を提出した牛及び事業対象牛の肥育牛補填金の対象となる権利義務を他の肥育事業者に承継できる」と読み替えるものとする。

4 4 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日に販売した事業対象牛の補填金単価の上限については、要綱第 6 の 9 の (3) の規定中「平均粗収益と平均生産費との差額の 8 割（百円未満切捨て）」とあるのは「平均粗収益と平均生産費との差額の 9 割（百円未満切捨て）」と読み替えるものとする。

4 5 3 7 の規定により生産者積立金の納付を免除された事業対象者は、その対象期間を平成 30 年 6 月末日まで継続する。ただし、平成 29 年 11 月から 3 月までの間における数度にわたる大雪に伴い、畜産関連施設の被害を証明する書面の交付を当該施設の所在する市町村から受けた事業対象者のうち、平成 30 年 3 月に納付期限が到来する事業対象牛がない場合、平成 30 年 4 月 1 日から 6 月末日までに納付期限が到来する要綱第 6 の 7 の (1) に規定する生産者積立金について、その納付を免除できるものとする。

4 6 4 5 の規定により生産者積立金の納付を免除された事業対象牛について、要綱第 6 の 11 の規定により肥育牛補填金を交付する場合は、補填金単価の 4 分の 3 に相当する額とする。

4 7 平成 30 年 5 月 20 日から 7 月 10 日までの間の豪雨及び暴風雨（梅雨前線豪雨、台風 5 号、台風 6 号、台風 7 号及び台風 8 号）に伴い、畜産関連施設の被害（以下 4 9 から 5 3 において「平成 30 年梅雨前線豪雨等被害」という。）を証明する書面の交付を当該施設の所在する市町村から受けた事業対象者については、平成 30 年 7 月 1 日から平成 30 年 10 月末日までの間に納付期限が到来する要綱第 6 の 7 の (1) に規定する生産者積立金について、その納付を免除できるものとする。

4 8 4 7 の規定により生産者積立金の納付を免除された事業対象牛について、要綱第 6 の 11 の規定により肥育牛補填金を交付する場合は、補填金単価の 4 分の 3 に相当する額とする。

4 9 平成 30 年梅雨前線豪雨等被害を証明する書面の交付を当該施設の所在する市町村から受けた事業対象者が、当該市町村の区域において肥育を開始し、平成 30 年梅雨前線豪雨等被害の事実が発生した日（平成 30 年 5 月 20 日以降の日に限る。以下 4 9 から 5 3 において同じ。）に飼養していた牛であって、平成 30 年梅雨前線豪雨等被害の事実が発

生した日から平成30年10月末日までに販売する牛(要綱第6の4の(1)に規定する登録申込書が平成30年梅雨前線豪雨等被害の事実が発生した日までに提出された牛であって、食肉として販売された牛に限る。)について、要綱第6の10の(1)の規定中「満17か月齢以上」とあるのは「満12か月齢以上」に、要綱第6の10の(3)の規定中「おおむね10か月以上連續した期間(契約生産者の事業対象牛にあっては、県団体の区域の都道府県内においておおむね10か月以上連續した期間)肥育されていること」とあるのは「期間にかかわらず肥育されていること(契約生産者の事業対象牛にあっては、県団体の区域の都道府県内において期間にかかわらず肥育されていること)」に、それぞれ読み替えるものとする。

5 0 平成30年梅雨前線豪雨等被害を証明する書面の交付を当該施設の所在する市町村から受けた契約生産者(以下5 1及び5 2において「被害契約生産者」という。)が、当該市町村の区域において肥育を開始した牛であって、平成30年梅雨前線豪雨等被害の事実が発生した日に飼養していた牛(平成30年梅雨前線豪雨等被害の事実が発生した日から平成30年10月末日までの連續した期間、当該市町村の属する都道府県内で肥育されている牛は除く。)について、要綱第6の4の(2)のウの規定は適用しないものとする。

5 1 被害契約生産者が、当該市町村の区域において肥育を開始した牛であって、平成30年梅雨前線豪雨等被害の事実が発生した日に飼養していた牛(平成30年梅雨前線豪雨等被害の事実が発生した日から平成30年10月末日までの連續した期間、当該市町村の属する都道府県内で肥育されている牛は除く。)について、要綱第6の10の(3)の規定中「県団体の区域の都道府県内においておおむね10か月以上連續した期間」とあるのは、「おおむね10か月以上連續した期間」と読み替えるものとする。

5 2 被害契約生産者が、当該市町村の区域において肥育を開始した牛であって、平成30年梅雨前線豪雨等被害の事実が発生した日に飼養していた牛(要綱別表1に規定する月齢に達した牛は除く。また、要綱第6の10に規定する理事長が適当と認める事業対象牛については、その納付期限に係る月齢に達した牛は除く。)について、平成30年梅雨前線豪雨等被害の事実が発生した日から平成30年10月末日までの間、要綱第6の5の(1)の規定中「肉用牛肥育経営を中止又は廃業する場合には、県団体が別に定めるところにより、県団体に登録申込書を提出した牛及び事業対象牛の肥育牛補填金の対象となる権利義務を同一都道

府県内の他の契約生産者に承継できる」とあるのは「県団体が別に定めるところにより、県団体に登録申込書を提出した牛及び事業対象牛の肥育牛補填金の対象となる権利義務を他の契約生産者に承継できる」と読み替えるものとする。

5 3 平成30年梅雨前線豪雨等被害を証明する書面の交付を当該施設の所在する市町村から受けた肥育事業者が、当該市町村の区域において肥育を開始した牛であって、平成30年梅雨前線豪雨等被害の事実が発生した日に飼養していた牛(要綱別表1に規定する月齢に達した牛は除く。)について、平成30年梅雨前線豪雨等被害の事実が発生した日から平成30年10月末日までの間、要綱第6の5の(2)の規定中「事業を中止又は廃業する場合には、理事長が別に定めるところにより、機構に登録申込書を提出した牛及び事業対象牛の肥育牛補填金の対象となる権利義務を他の肥育事業者に承継できる」とあるのは「理事長が別に定めるところにより、機構に登録申込書を提出した牛及び事業対象牛の肥育牛補填金の対象となる権利義務を他の肥育事業者に承継できる」と読み替えるものとする。

5 4 平成30年北海道胆振東部地震又は平成30年台風第21号に伴い、畜産関連施設の被害(以下56から60において「北海道地震等被害」という。)を証明する書面の交付を当該施設の所在する市町村から受けた事業対象者については、平成30年9月1日から平成30年11月末日までの間に納付期限が到来する要綱第6の7の(1)に規定する生産者積立金について、その納付を免除できるものとする。

5 5 54の規定により生産者積立金の納付を免除された事業対象牛について、要綱第6の11の規定により肥育牛補填金を交付する場合は、補填金単価の4分の3に相当する額とする。

5 6 北海道地震等被害を証明する書面の交付を当該施設の所在する市町村から受けた事業対象者が、当該市町村の区域において肥育を開始し、北海道地震等被害の事実が発生した日(平成30年北海道胆振東部地震にあっては平成30年9月6日以降の日、平成30年台風第21号にあっては平成30年9月3日以降の日に限る。以下56から60において同じ。)に飼養していた牛であって、北海道地震等被害の事実が発生した日から平成30年11月末日までに販売する牛(要綱第6の4の(1)に規定する登録申込書が北海道地震等被害の事実が発生した日までに提出された牛であって、食肉として販売された牛に限る。)について、要綱第6の10の(1)の規定中「満17か月齢以上」とあるのは「満12か月齢以上」に、要綱第6の10の(3)の規定中「おおむね10

か月以上連續した期間（契約生産者の事業対象牛にあっては、県団体の区域の都道府県内においておおむね10か月以上連續した期間）肥育されていること」とあるのは「期間にかかわらず肥育されていること（契約生産者の事業対象牛にあっては、県団体の区域の都道府県内において期間にかかわらず肥育されていること）」に、それぞれ読み替えるものとする。

5 7 北海道地震等被害を証明する書面の交付を当該施設の所在する市町村から受けた契約生産者（以下5 8及び5 9において「被害契約生産者」という。）が、当該市町村の区域において肥育を開始した牛であって、北海道地震等被害の事実が発生した日に飼養していた牛（北海道地震等被害の事実が発生した日から平成30年11月末日までの連續した期間、当該市町村の属する都道府県内で肥育されている牛は除く。）について、要綱第6の4の（2）のウの規定は適用しないものとする。

5 8 被害契約生産者が、当該市町村の区域において肥育を開始した牛であって、北海道地震等被害の事実が発生した日に飼養していた牛（北海道地震等被害の事実が発生した日から平成30年11月末日までの連續した期間、当該市町村の属する都道府県内で肥育されている牛は除く。）について、要綱第6の10の（3）の規定中「県団体の区域の都道府県内においておおむね10か月以上連續した期間」とあるのは、「おおむね10か月以上連續した期間」と読み替えるものとする。

5 9 被害契約生産者が、当該市町村の区域において肥育を開始した牛であって、北海道地震等被害の事実が発生した日に飼養していた牛（要綱別表1に規定する月齢に達した牛は除く。また、要綱第6の10に規定する理事長が適當と認める事業対象牛については、その納付期限に係る月齢に達した牛は除く。）について、北海道地震等被害の事実が発生した日から平成30年11月末日までの間、要綱第6の5の（1）の規定中「肉用牛肥育経営を中止又は廃業する場合には、県団体が別に定めるところにより、県団体に登録申込書を提出した牛及び事業対象牛の肥育牛補填金の対象となる権利義務を同一都道府県内の他の契約生産者に承継できる」とあるのは「県団体が別に定めるところにより、県団体に登録申込書を提出した牛及び事業対象牛の肥育牛補填金の対象となる権利義務を他の契約生産者に承継できる」と読み替えるものとする。

6 0 北海道地震等被害を証明する書面の交付を当該施設の所在する市町村から受けた肥育事業者が、当該市町村の区域において肥育を開始した牛であって、北海道地震等被害の事実が発生した日に飼養していた牛（要綱別表1に規定する月齢に達した牛は除く。）について、北海道地

震等被害の事実が発生した日から平成30年11月末日までの間、要綱第6の5の(2)の規定中「事業を中止又は廃業する場合には、理事長が別に定めるところにより、機構に登録申込書を提出した牛及び事業対象牛の肥育牛補填金の対象となる権利義務を他の肥育事業者に承継できる」とあるのは「理事長が別に定めるところにより、機構に登録申込書を提出した牛及び事業対象牛の肥育牛補填金の対象となる権利義務を他の肥育事業者に承継できる」と読み替えるものとする。

6 1 平成30年台風第24号に伴い、畜産関連施設の被害（以下63から67において「平成30年台風第24号被害」という。）を証明する書面の交付を当該施設の所在する市町村から受けた事業対象者については、平成30年10月1日から平成30年12月末日までの間に納付期限が到来する要綱第6の7の(1)に規定する生産者積立金について、その納付を免除できるものとする。

6 2 6 1 の規定により生産者積立金の納付を免除された事業対象牛について、要綱第6の11の規定により肥育牛補填金を交付する場合は、補填金単価の4分の3に相当する額とする。

6 3 平成30年台風第24号被害を証明する書面の交付を当該施設の所在する市町村から受けた事業対象者が、当該市町村の区域において肥育を開始し、平成30年台風第24号被害の事実が発生した日（平成30年9月28日以降の日に限る。以下63から67において同じ。）に飼養していた牛であって、平成30年台風第24号被害の事実が発生した日から平成30年12月末日までに販売する牛（要綱第6の4の(1)に規定する登録申込書が平成30年台風第24号被害の事実が発生した日までに提出された牛であって、食肉として販売された牛に限る。）について、要綱第6の10の(1)の規定中「満17か月齢以上」とあるのは「満12か月齢以上」に、要綱第6の10の(3)の規定中「おおむね10か月以上連續した期間（契約生産者の事業対象牛にあっては、県団体の区域の都道府県内においておおむね10か月以上連續した期間）肥育されていること」とあるのは「期間にかかわらず肥育されていること（契約生産者の事業対象牛にあっては、県団体の区域の都道府県内において期間にかかわらず肥育されていること）」に、それぞれ読み替えるものとする。

6 4 平成30年台風第24号被害を証明する書面の交付を当該施設の所在する市町村から受けた契約生産者（以下65及び66において「被害契約生産者」という。）が、当該市町村の区域において肥育を開始した牛であって、平成30年台風第24号被害の事実が発生した日に飼養

していた牛(平成30年台風第24号被害の事実が発生した日から平成30年12月末日までの連續した期間、当該市町村の属する都道府県内で肥育されている牛は除く。)について、要綱第6の4の(2)のウの規定は適用しないものとする。

6 5 被害契約生産者が、当該市町村の区域において肥育を開始した牛であって、平成30年台風第24号被害の事実が発生した日に飼養していた牛(平成30年台風第24号被害の事実が発生した日から平成30年12月末日までの連續した期間、当該市町村の属する都道府県内で肥育されている牛は除く。)について、要綱第6の10の(3)の規定中「県団体の区域の都道府県内においておおむね10か月以上連續した期間」とあるのは、「おおむね10か月以上連續した期間」と読み替えるものとする。

6 6 被害契約生産者が、当該市町村の区域において肥育を開始した牛であって、平成30年台風第24号被害の事実が発生した日に飼養していた牛(要綱別表1に規定する月齢に達した牛は除く。また、要綱第6の10に規定する理事長が適当と認める事業対象牛については、その納付期限に係る月齢に達した牛は除く。)について、平成30年台風第24号被害の事実が発生した日から平成30年12月末日までの間、要綱第6の5の(1)の規定中「肉用牛肥育経営を中止又は廃業する場合には、県団体が別に定めるところにより、県団体に登録申込書を提出した牛及び事業対象牛の肥育牛補填金の対象となる権利義務を同一都道府県内の他の契約生産者に承継できる」とあるのは「県団体が別に定めるところにより、県団体に登録申込書を提出した牛及び事業対象牛の肥育牛補填金の対象となる権利義務を他の契約生産者に承継できる」と読み替えるものとする。

6 7 平成30年台風第24号被害を証明する書面の交付を当該施設の所在する市町村から受けた肥育事業者が、当該市町村の区域において肥育を開始した牛であって、平成30年台風第24号被害の事実が発生した日に飼養していた牛(要綱別表1に規定する月齢に達した牛は除く。)について、平成30年台風第24号被害の事実が発生した日から平成30年12月末日までの間、要綱第6の5の(2)の規定中「事業を中止又は廃業する場合には、理事長が別に定めるところにより、機構に登録申込書を提出した牛及び事業対象牛の肥育牛補填金の対象となる権利義務を他の肥育事業者に承継できる」とあるのは「理事長が別に定めるところにより、機構に登録申込書を提出した牛及び事業対象牛の肥育牛補填金の対象となる権利義務を他の肥育事業者に承継できる」と読み

替えるものとする。

附 則（平成28年5月9日付け28農畜機第752号）

この要綱の改正は、平成28年5月9日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成28年10月7日付け28農畜機第3465号）

この要綱の改正は、平成28年10月7日から施行し、平成28年8月16日から適用する。

附 則（平成28年10月21日付け28農畜機第3688号）

この要綱の改正は、平成28年10月21日から施行し、平成28年9月17日から適用する。

附 則（平成29年8月9日付け29農畜機第2698号）

この要綱の改正は、平成29年8月9日から施行し、平成29年6月7日から適用する。

附 則（平成30年3月16日付け29農畜機第6654号）

この要綱の改正は、平成30年3月16日から施行し、平成29年11月1日から適用する。

附 則（平成30年3月22日付け29農畜機第6810号）

この要綱の改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月13日付け30農畜機第362号）

この要綱の改正は、平成30年4月13日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成30年7月16日付け30農畜機第2382号）

この要綱の改正は、平成30年7月16日から施行する。

附 則（平成30年8月3日付け30農畜機第2738号）

この要綱の改正は、平成30年8月3日から施行し、平成30年5月20日から適用する。

附 則（平成30年9月28日付け30農畜機第3679号）  
この要綱の改正は、平成30年9月28日から施行する。

附 則（平成30年10月9日付け30農畜機第3832号）  
この要綱の改正は、平成30年10月9日から施行し、平成30年9月  
3日から適用する。

附 則（平成30年10月31日付け30農畜機第4306号）  
この要綱の改正は、平成30年10月31日から施行し、平成30年9  
月28日から適用する。

附 則（平成30年12月14日付け30農畜機第5138号）  
この要綱の改正は、平成30年12月30日から施行する。

別表1

品種区分	品種	納付期限
1 肉専用種	(1) 黒毛和種	満25か月齢に達する日の属する月
	(2) 褐毛和種	満22か月齢に達する日の属する月
	(3) 日本短角種、無角和種、アンガス種及びヘレフォード種その他牛肉生産を主たる目的として飼養している牛の品種	満20か月齢に達する日の属する月
2 交雑種	肉専用種と乳用種の交配により生産された牛の品種	満22か月齢に達する日の属する月
3 乳用種	ホルスタイン種及びジャージー種その他雌牛が搾乳を主たる目的として飼養している牛の品種	満18か月齢に達する日の属する月

ただし、第6の10のただし書に規定する理事長が適當と認める事業対象牛にあっては、理事長が別に定める納付期限とする。

別表2

事業種類	補助対象経費	補助率
1 肥育牛 補填金交付対策	(1) 県団体が肥育安定基金を造成するのに要する経費  (2) 肥育事業者が肥育牛補填金の交付を受けるために要する経費	第6の6の生産者積立金の額に3を乗じた額以内とする。  第6の9の(3)の補填金単価の3／4以内とする。
2 肥育経営安定推進	1の(1)の事業を円滑に実施するため、次に掲げる業務を実施するために要する経費 (1) 都道府県を区域とした会議の開催 (2) 普及及び啓発活動 (3) 調査及び指導等 (4) その他肥育牛補填金の円滑な交付業務を推進するために必要な業務	定額

別表 3

号	第 1 欄 (措置要件)	第 2 欄 (補助金交付停止期間)
1	<p>(畜産物の生産・流通・消費に関する法令への違反行為)</p> <p>事業者（この号においては、その役員又は使用人を含む。）が畜産の生産・流通・消費に関する法令に違反した容疑により公訴を提起された場合において、その行為態様、代表役員の関与の有無、当該行為が行われた期間及び社会的影響等を総合的に勘案して、補助金交付の相手方として不適当であると認められるとき</p>	当該認定をした日から 2 月以上 12 月以内
2	<p>(前号に掲げる法令以外の法令への違反行為)</p> <p>前号に掲げる場合のほか、事業者（この号においては、その代表役員を含む。）が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法（明治 40 年法律第 45 号）の規定による罰金刑の言い渡しを受けた場合において、その行為態様及び社会的影響等を総合的に勘案して、補助金交付の相手方として不適当であると認められるとき</p>	当該認定をした日から 1 月以上 12 月以内

別紙様式第1号

平成 年度肉用牛肥育経営安定特別対策事業実施計画（変更）  
承認申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名 印

平成 年度において、下記のとおり事業を実施（又は変更）したいの  
で、肉用牛肥育経営安定特別対策事業実施要綱第5の3（又は第5の4）  
の規定に基づき、申請します。

記

（注）事業実施計画を変更する場合は、「事業の目的」とあるのは「計画変  
更の理由」と書き換えること。また、「事業に要する経費及び負担区  
分」は、変更前の金額を上段に括弧書きで記載すること。

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙のとおり

3 事業に要する経費及び負担区分

(単位：円)

区 分	事業費 ①=②+③	負担区分	
		機構 補助金②	その他 ③
肥育安定基金を造成するのに要する経費			

4 事業開始及び完了予定年月日

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

別紙

1 契約生産者数 人

2 肥育安定基金造成計画

(1) 肥育安定基金造成見込頭数 (単位:頭)

品種区分	平成 年度	平成 年度	平成 年度	合 計
肉専用種				
交 雜 種				
乳 用 種				
合 計				

(注1)各年度において契約生産者積立金の納付が見込まれる頭数を記載すること。

(注2) 2年度以降にあっては、前年度以前の欄は実績頭数を記載すること。

(注3) 地域算定を行う県団体であって、品種ごとに補填金単価の算定を行う場合は、品種区分の欄に当該品種を追加して記載すること。

(2) 肥育安定基金造成計画 (平成 年度)

品種 区分	事業対象牛 見込頭数 ①	契約生産者 積立金 単 価 ②	肥育安定基金の負担区分			事業費 ⑤= ③+④
			機構補助金 ③= ①×②×3	契約生産者積立金 ④= ①×②	その他の 積立金	
肉専用種	頭	円/頭	円	円	円	円
交 雜 種						
乳 用 種						
合 計						

(注1) 事業対象牛見込頭数欄は、4月1日から3月31日までの間に契約生産者積立金の納付が見込まれる頭数を記載すること。

(注2) 契約生産者積立金の単価を定める場合は、積算基礎を添付すること。

(注3) 地域算定を行う県団体であって、品種ごとに補填金単価の算定を行う場合は、品種区分の欄に当該品種を追加して記載すること。

3 添付書類

(1) 別添「要綱第6の10のただし書の規定に基づく承認申請について」  
(該当がある場合に限る。)

- (2) 補墳金単価の算定計画（地域算定を行う県団体に限る。）
- (3) その他参考資料（手数料を徴収する場合に限り、手数料の単価及びその積算根拠を添付すること。）

別添 要綱第6の10のただし書の規定に基づく承認申請について

1 飼養方式の基準等

飼養区分	品種区分	概 要	基準重量 (kg)	肥育期間 (月)	販売月齢

(注1) 飼養区分欄は、飼養方式の名称を記載すること。

(注2) 概要欄には、飼養方式の概要を記載すること。

(注3) 基準重量欄には、基準となる出荷時の生体重又は枝肉重量を記載すること。

(注4) 飼養方式の概要が記載された公的機関等が作成した飼養管理基準又は肥育マニュアル等を添付すること。

2 契約生産者等

(単位：頭)

飼養区分	契約生産者	販売実績頭数 (平成 年度)	販売計画頭数 (平成 年度)							
			4月	5月	6月	7月	8月	2月	3月	合計

(注1) 販売実績頭数欄には、直近1年間の当該飼養方式による肥育牛の販売実績頭数を記載すること。

(注2) 当該飼養区分による牛を販売していることが確認できる書類を添付すること。

別紙様式第2号

平成 年度肉用牛肥育経営安定特別対策事業補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名 印

平成 年度において、肉用牛肥育経営安定特別対策事業を下記のとおり実施したいので、肉用牛肥育経営安定特別対策事業実施要綱第7の1の(1)の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、  
関係書類を添えて申請します。

記

(注) 記の記載は、事業ごとに次に掲げる様式とする。

様式2-1 肥育牛補填金交付対策

様式2-2 肥育経営安定推進

## 様式 2－1 肥育牛補填金交付対策

### 1 事業の目的

### 2 事業の内容

品種区分	事業対象牛見込頭数 ①	契約生産者積立金単価 ②	肥育安定基金の負担区分			事業費 ⑤= ③ + ④
			機構補助金 ③= ① × ② × 3	契約生産者積立金 ④= ① × ②	その他積立金	
肉専用種	頭	円／頭	円	円	円	円
交 雜 種						
乳 用 種						
合 計						

(注) 地域算定を行う県団体であって、品種ごとに補填金単価の算定を行う場合は、品種区分の欄に当該品種を追加して記載すること。

### 3 事業に要する経費及び負担区分 (単位:円)

区分	事業費 ① = ② + ③	負担区分	
		機構補助金 ②	その他 ③
肥育安定基金を造成するのに要する経費			

### 4 事業実施期間

- (1) 事業着手年月日 平成 年 月 日  
 (2) 事業完了予定年月日 平成 年 月 日

### 5 添付書類 (様式 2－2 で提出している場合は除く。)

- (1) 定款  
 (2) 直近の事業(業務)報告書及び事業(業務)計画書

## 様式2－2 肥育経営安定推進

### 1 事業の目的

### 2 事業の内容

別紙「肉用牛肥育経営安定特別対策事業（肥育経営安定推進）実施計画」のとおり

### 3 事業に要する経費及び負担区分

(単位：円)

区分	事業費 ①=②+③	負担区分	
		機構補助金 ②	その他 ③
(1) 推進会議の開催 (2) 事業の普及・啓発活動 (3) 事業に関する調査及び指導等 ア　調査・指導 イ　経営指導 (4) 育成牛補填金の円滑な交付等を行うのに要する経費			
計			

(注) 事業の一部を委託して実施する場合は、区分ごとにその委託費の額を括弧書きで記載すること。

### 4 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 平成 年 月 日  
(2) 事業完了予定年月日 平成 年 月 日

### 5 添付書類（様式2－1で提出している場合は除く。）

(1) 定款  
(2) 直近の事業（業務）報告書及び事業（業務）計画書

別紙

肉用牛肥育経営安定特別対策事業（肥育経営安定推進）実施計画

1 事業内容

（1）推進会議の開催

開催時期	開催場所	回数	出席者	内容

（2）事業の普及・啓発活動

実施時期	内 容

（3）事業に関係する調査及び指導等

ア 調査・指導

実施時期	内 容

イ 経営指導

実施時期	内 容

（4）肥育牛補填金の円滑な交付等を行うのに要する経費

実施時期	内 容

（注）（1）～（4）を委託して実施する場合は、内容の欄にその旨及び委託先を記載すること。

## 2 経費の積算

### (1) 推進会議の開催

区分	事業費	積算根拠
	円	
合計		

### (2) 事業の普及・啓発活動

区分	事業費	積算根拠
	円	
合計		

### (3) 事業に関係する調査及び指導等

#### ア 調査・指導

区分	事業費	積算根拠
	円	
合計		

#### イ 経営指導

区分	事業費	積算根拠
	円	
合計		

### (4) 肥育牛補墳金の円滑な交付等を行うのに要する経費

区分	事業費	積算根拠
	円	
合計		

別紙様式第3号（肥育事業者）

平成 年度肉用牛肥育経営安定特別対策事業補助金交付申請書  
兼概算払請求書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
氏名又は名称 印

平成 年度において、肉用牛肥育経営安定特別対策事業を下記のとおり実施したいので、肉用牛肥育経営安定特別対策事業実施要綱第7の1の(2)の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

また、申請のとおり交付決定されたときは、概算払により金 円を支払われたく同要綱第7の3の(3)の規定に基づき、請求します。

記

1 事業の内容

事業の遂行状況等を記載すること。

2 事業に要する経費及び負担区分

(単位:円)

区分	事業費 ①=②+③	負担区分	
		機構補助金 ②	その他 ③
補填金の交付を受けるために要する経費	期		
	期		
	期		
	期		
合 計			

3 概算払請求額

(単位:円)

区 分	今回概算払請求額
補填金の交付を受けるために要する経費	

4 事業開始及び完了予定年月日

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

5 振込先金融機関名等

(1) 金融機関名 ○○銀行 ○○支店

(2) 預金の種類

(3) 口座番号

(4) 口座名義

別紙様式第4号

平成 年度肉用牛肥育経営安定特別対策事業補助金交付変更  
承認申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった肉用牛肥育経営安定特別対策事業の実施について、下記のとおり変更したいので承認されたく、肉用牛肥育経営安定特別対策事業実施要綱第7の2の(1)の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

(注) 記の様式は、別紙様式第2号の補助金交付申請書の記の様式に準ずるものとする。この場合において「事業の目的」とあるのは「変更の理由」と書き換えること。また、変更前の数値を上段に括弧書きで記載すること。

別紙様式第5号（肥育事業者）

平成 年度肉用牛肥育経営安定特別対策事業補助金交付変更承認  
申請書兼概算払請求書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
氏名又は名称 印

平成 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあつた肉用牛肥育経営安定特別対策事業の実施について、下記のとおり変更したいので承認されたく、肉用牛肥育経営安定特別対策事業実施要綱第7の2の(2)の規定に基づき、申請します。

また、申請のとおり交付変更承認されたときは、概算払により金 円を支払われたく同要綱第7の3の(3)の規定に基づき、請求します。

記

(注) 記の記領は、別紙様式第3号の補助金交付申請書兼概算払請求書の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の内容」とあるのは「変更の内容」と書き換えること。

別紙様式第6号

平成 年度肉用牛肥育経営安定特別対策事業補助金概算払請求書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった肉用牛肥育経営安定特別対策事業の実施について、下記のとおり金 円を概算払により支払われたく肉用牛肥育経営安定特別対策事業実施要綱第7の3の(2)の規定に基づき、請求します。

記

(注) 記の記載は、事業ごとに次に掲げる様式とする。

様式6-1 肥育牛補填金交付対策

様式6-2 肥育経営安定推進

様式6－1 肥育牛補填金交付対策

1 肥育安定基金造成状況（平成 年 月～平成 年 月）及び概算払請求額

品種区分	交付決定額 ①	事業対象牛頭数 ②	契約生産者積立金単価 ③	肥育安定基金の造成状況			今回請求額 ⑥	残額 ⑦=①-(④)+(⑥)
				機構補助金 (既受領額) ④	契約生産者積立金 ⑤= ②×③	その他積立金		
肉専用種	円	頭	円/頭	円	円	円	円	円
交 雜 種								
乳 用 種								
合 計								

(注) 地域算定を行う県団体であって、品種ごとに補填金単価の算定を行う場合は、品種区分の欄に当該品種を追加して記載すること。

2 振込先金融機関名等

- (1) 金融機関名 ○○銀行 ○○支店
- (2) 預金の種類
- (3) 口座番号
- (4) 口座名義

様式 6－2 肥育経営安定推進

1 概算払請求額

交付決定		事業遂行状況 (平成 年 月 日現在)			既受 領額 ④	今回 請求額 ⑤	平成 年 月 日迄 予定出来高 (④ + ⑤) / ②	残額 ⑥ = ② - (④ + ⑤)
事業費 ①	機構 補助金 ②	事業費 ③	機構 補助金	出来高 ③ / ①				
円	円	円	円	%	円	円	%	円

(注) 請求時点での事業費の月別の支出実績及び支出計画を添付すること。

2 振込先金融機関名等

- (1) 金融機関名                      ○○銀行              ○○支店
- (2) 預金の種類
- (3) 口座番号
- (4) 口座名義

別紙様式第7号

平成 年度肉用牛肥育経営安定特別対策事業肥育牛補填金  
交付状況報告書(期)

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 農畜機第 号で交付決定のあつた肉用牛肥育経営安定特別対策事業について、下記のとおり実施したので、肉用牛肥育経営安定特別対策事業実施要綱第7の4の(1)の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

## 肥育牛補填金交付状況

期間	品種区分	交付対象		肥育牛補填金		交付日
		人数 (人)	頭数 (頭)	単価 (円/頭)	交付額 (円)	
期	肉専用種					
	交 雜 種					
	乳 用 種					
	小 計					
期	肉専用種					
	交 雜 種					
	乳 用 種					
	小 計					
期	肉専用種					
	交 雜 種					
	乳 用 種					
	小 計					
期	肉専用種					
	交 雜 種					
	乳 用 種					
	小 計					
合 計	肉専用種					
	交 雜 種					
	乳 用 種					
	合 計					

(注1) 前回の報告から肥育牛補填金交付状況に変更があった場合は、変更前の数値を括弧書きで記載すること。

(注2) 交付対象欄の人数は、延べ人数を記載すること。

(注3) 地域算定を行う県団体であって、品種ごとに補填金単価の算定を行う場合は、品種区分の欄に当該品種を追加して記載すること。

別紙様式第8号（県団体）

平成 年度肉用牛肥育経営安定特別対策事業実績等報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった肉用牛肥育経営安定特別対策事業について、下記のとおり実施したので、肉用牛肥育経営安定特別対策事業実施要綱第7の4の（2）の規定に基づき、実績を報告します。

なお、併せて精算額 金 円を交付されたく請求いたします。

また、平成 年度における肥育安定基金の管理状況について、同要綱第8の2の規定に基づき、報告するとともに、肥育安定基金の造成について、同要綱第8の3の規定に基づき、併せて報告します。

記

（注1）肥育安定基金の管理状況及び造成実績を併せて報告する場合は、括弧内を追記するものとする。この場合において、記にあっては1から8を記載すること。

（注2）肥育安定基金の管理状況のみを報告する場合は、鑑文を「平成 年度における肥育安定基金の管理状況について、肉用牛肥育経営安定特別対策事業実施要綱第8の2に基づき、報告します。」と記載するものとする。この場合において、記にあっては7のみを記載すること。

（注3）基金の造成実績のみを報告する場合は、鑑文を「平成 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった肉用牛肥育経営安定特別対策事業に係る基金造成については、下記のとおり実施したので、肉用牛肥育経営安定特別対策事業実施要綱第8の3の規定に基づき、報告します。」と記載するものとする。この場合において、記にあっては1及び8を記載するものとし、「8」を「2」と書き換えること。

## 1 事業の目的

## 2 事業の内容

別紙「肉用牛肥育経営安定特別対策事業実績報告書」のとおり

## 3 事業に要した経費及び負担区分

### (1) 肥育牛補填金交付対策

(単位：円)

区分	事業費 ① = ② + ③	負担区分	
		機構 補助金②	その他 ③
県団体が肥育安定基金を造成するのに要した経費			

### (2) 肥育経営安定推進

(単位：円)

区分	事業費 ① = ② + ③	負担区分	
		機構 補助金②	その他 ③
ア 推進会議の開催 イ 事業の普及・啓発活動 ウ 事業に関する調査及び指導等 (ア) 調査・指導 (イ) 経営指導 エ 肥育牛補填金の円滑な交付等を行うのに要した経費			
計			

(注) 事業の一部を委託して実施した場合は、区分ごとにその委託費の額を括弧書きで記載すること。

4 事業に係る精算額 (単位:円)

区分	交付決定額 ①	補助金 実績額 ②	既概算払 受領額 ③	差引 精算額 ④=②-③
合計				

5 事業実施期間

6 振込先金融機関名等

- (1) 金融機関名 ○○銀行 ○○支店
- (2) 預金の種類
- (3) 口座番号
- (4) 口座名義

7 肥育安定基金の管理状況

別紙「肉用牛肥育経営安定特別対策事業基金管理状況報告書（平成 年 月 日現在）」のとおり

8 基金造成額及び造成年月日

別紙「肉用牛肥育経営安定特別対策事業基金造成実績報告書」のとおり

別紙 肉用牛肥育経営安定特別対策事業実績報告書

1 肥育牛補填金交付対策

(1) 肥育安定基金の造成実績

品種区分	事業対象牛頭数 ①	契約生産者積立金単価 ②	肥育安定基金の負担区分			事業費 ⑤ = ③ + ④
			機構補助金 ③	契約生産者積立金 ④ = ① × ②	その他積立金	
肉専用種	頭	円/頭	円	円	円	円
交雑種						
乳用種						
合計						
割合			%	%	%	%

(注) 地域算定を行う県団体であって、品種ごとに補填金単価の算定を行う場合は、品種区分の欄に当該品種を追加して記載すること。

(2) 肥育牛補填金交付実績

品種区分	交付対象		肥育牛補填金交付額 (円)
	人数 (人)	頭数 (頭)	
肉専用種			
交雑種			
乳用種			
合計			

(注) 地域算定を行う県団体であって、品種ごとに補填金単価の算定を行う場合は、品種区分の欄に当該品種を追加して記載すること。

## 2 肥育経営安定推進

### (1) 事業内容

#### ア 推進会議の開催

開催時期	開催場所	回数	出席者	内容

#### イ 事業の普及・啓発活動

実施時期	内 容

#### ウ 事業に関する調査及び指導等

##### (ア) 調査・指導

実施時期	内 容

##### (イ) 経営指導

実施時期	内 容

#### エ 肥育牛補填金の円滑な交付等を行うのに要した経費

実施時期	内 容

(注) ア～エを委託して実施した場合は、内容の欄にその旨及び委託先を記載すること。

(2) 経費の積算

ア 推進会議の開催

区分	事業費	積算根拠
	円	
合計		

イ 事業の普及・啓発活動

区分	事業費	積算根拠
	円	
合計		

ウ 事業に関係する調査及び指導等

(ア) 調査・指導

区分	事業費	積算根拠
	円	
合計		

(イ) 経営指導

区分	事業費	積算根拠
	円	
合計		

エ 肥育牛補填金の円滑な交付等を行うのに要した経費

区分	事業費	積算根拠
	円	
合計		

別紙 肉用牛肥育経営安定特別対策事業基金管理状況報告書  
 (平成 年 月 日現在)

1 肥育安定基金の管理状況

区分		現金ベース ①	増加額 ②	減少額 ③	発生ベース ①+②-③
前年度繰越額 (A)		円	円 (過年度未収金)	円 (過年度未払金)	円
収入	補助金収入 運用益 計 (B)		(本年度未収金)	(過年度未収金)	
支出	肥育安定基金 から交付 計 (C)		(本年度未払金)	(過年度未払金)	
次年度繰越金 (A)+(B)-(C)			(本年度未収金)	(本年度未払金)	

2 肥育安定基金に積み立てられた資金の運用状況

番号	運用形態	運用の元金	運用利率 (年利)	運用日数 ・期間	運用益
		円	%		円
計					

(注1) この表は、当該年度に肥育安定基金に積み立てられた資金の運用益として、現に現金で入金されたものののみ記載すること。

(注2) 割引〇〇債権、〇か月定期などの運用の形態別に任意に番号を付して記載すること。

(注3) 次に掲げる書類を添付すること。

- 1 肥育安定基金に積み立てられた資金の運用益の算出根拠となる金融機関等の発行する証明書の写し
- 2 肥育安定基金の残高を証する金融機関等の発行する証明書の写し

別紙 肉用牛肥育経営安定特別対策事業基金造成実績報告書

1 肥育安定基金造成額及び造成年月日

区分	肥育安定基金造成日	造成額
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円
合計		

2 事業完了年月日

3 添付書類

機構から交付を受けた補助金が肥育安定基金として入金管理されたことが確認できる書類の写し

別紙様式第8号（肥育事業者）

平成 年度肉用牛肥育経営安定特別対策事業実績報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
氏名又は名称 印

平成 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった肉用牛肥育経営安定特別対策事業について、下記のとおり実施したので、肉用牛肥育経営安定特別対策事業実施要綱第7の4の(2)の規定に基づき、実績を報告します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容  
別紙のとおり

3 事業に要した経費及び負担区分 (単位：円)

区分	事業費 ①=②+③	負担区分	
		機構補助金 ②	その他③
補填金の交付を受けるために要した経費			

別紙

1 肥育牛補填金受領実績

区分	品種区分	単価 (円/頭)	肥育牛補填金 受領額 (円)
	肉専用種		
	交雑種		
	乳用種		
	小計		
	肉専用種		
	交雑種		
	乳用種		
	小計		
	肉専用種		
	交雑種		
	乳用種		
	小計		
	肉専用種		
	交雑種		
	乳用種		
	小計		
	肉専用種		
	交雑種		
	乳用種		
	合計		

2 肥育事業者積立金の拠出実績（平成 年度）

品種区分	事業対象牛頭数 ①	肥育事業者積立金単価 ②	負担区分			事業費 ⑤ = ③ + ④
			機構補助金 ③	肥育事業者積立金 ④ = ① × ②	その他積立金	
肉専用種	頭	円／頭	円	円	円	円
交雑種						
乳用種						
合計						
割合		%		%	%	%

(注) 事業対象牛頭数欄は、4月1日から翌年3月31日までの間に肥育事業者積立金を納付した事業対象牛頭数を記載すること。

3 事業対象牛頭数の内訳

(単位：頭)

品種区分	4月	5月	6月	小計	7月	8月	9月	小計	3月	小計	合計
肉専用種											
交雑種											
乳用種											
合計											

(注1) 月別の頭数は、肥育事業者積立金を納付した事業対象牛の頭数を記載すること。

(注2) 品種区分ごとの合計欄の頭数は、2の品種区分の事業対象牛頭数欄の数値と一致すること。

別紙様式第9号

平成 年度肉用牛肥育経営安定特別対策事業基金管理状況報告書  
( 末現在)

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名 印

平成 年 月末日における肥育安定基金の管理状況について、  
肉用牛肥育経営安定特別対策事業実施要綱第8の1の規定に基づき、  
関係書類を添えてその実績を報告します。

## 1 事業対象牛頭数の内訳

(単位：頭)

区分	契約生産者 積立金単価	4月	5月	6月	小計	7月	8月	9月	小計	10月	11月	12月	小計	1月	2月	3月	小計	合計
肉専用種																		
交 雜 種																		
乳 用 種																		
合 計																		

(注1) 月ごとの頭数は、契約生産者積立金を納付した契約肥育牛の頭数を記入すること。ただし、未収がある場合は、括弧書きで内書きすること。

(注2) 地域算定を行う県団体であって、品種ごとに補填金単価の算定を行う場合は、品種区分の欄に当該品種を追加して記載すること。

## 2 肥育安定基金の管理状況

(単位：円)

品種 区分	期首残高	肥育安定基金の増減								期末残高 (年度末の場合 は年度末残高)	
		増						減			
		契約生産者積立金				機構補助金		合 計	果実 収入		
		契約生産者からの積立金	その他積立金		累計	当期	累計				
累計	当期	累計	当期	当期	当期	当期	当期	合 計	果実 収入	期末残高 (年度末の場合 は年度末残高)	
肉専用種											
交 雜 種											
乳 用 種											
合 計											

(注1) 未収金または未払金がある場合には、括弧書きで内書きすること。

(注2) 通帳の写し又は金融機関が発行する残高証明書の写しを添付すること。

(注3) 地域算定を行う県団体であって、品種ごとに補填金単価の算定を行う場合は、品種区分の欄に当該品種を追加して記載すること。

別紙様式第10号

平成 年度肉用牛肥育経営安定特別対策事業に係る仕入れ  
に係る消費税等相当額報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名 印

平成 年度肉用牛肥育経営安定特別対策事業について、肉用牛肥育経営  
安定特別対策事業実施要綱第11の3の規定に基づき、下記のとおり報告  
します。

(なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返還し  
ます。 (返還がある場合、記載すること) )

記

1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第  
179号）第15条の補助金の額の確定額  
(平成 年 月 日付け 農畜機第 号による額の確定通知額)

金 円

2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額  
金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相  
当額  
金 円

4 補助金返還相当額（3－2）

金 円

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

〔 〕

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額がない場合、その理由を記載

〔 〕

（注1）記載内容の確認のため、次に掲げる書類を添付すること。

- 1 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- 2 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し税務署の収受印等のあるもの
- 3 県団体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

（注2）肥育安定基金閉鎖に係る様式は、別紙様式第8号の様式に準ずるものとする。この場合、「第11の3」とあるのは「第11の4」と書き換えること。